

厚木市公告

予防接種法施行令第5条の規定に基づき、厚木市新型コロナウイルス感染症予防接種事業について、次のとおり公告します。

令和8年10月7日

厚木市長 山 口 貴 裕

- 1 予防接種の種類 新型コロナウイルス感染症
- 2 実施期間 令和8年10月7日から令和9年2月28日まで
- 3 接種場所 厚木市新型コロナウイルス感染症予防接種契約医療機関
- 4 対象者 接種当日に厚木市に住民登録があり、かつ、次のいずれかに該当する者
 - (1) 65歳以上の者
 - (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者
- 5 注意すべき事項
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、接種を受けられません。
 - ア 明らかに発熱のある者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ウ 新型コロナワクチンの成分によって、アナフィラキシーを起こしたことがある者
 - エ 以前に新型コロナウイルス感染症の予防接種を受けたときに、全身性発疹等のアレルギーを思わせる症状が見られた者
 - オ その他、予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者
 - (2) 次のいずれかに該当する者は、医師とよく相談してから接種を受けてください。
 - ア 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気やその他の慢性の病気で治療を受けている者
 - イ 今までにけいれんを起こしたことがある者
 - ウ 今までに免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる者
 - エ 新型コロナワクチンの成分に対して、アレルギーがあると言われたことがある者
 - オ 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患のある者
 - カ 筋肉内に注射することから、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害のある者は、接種後の出血に注意が必要とされています。
 - (3) その他
 - ア 接種後30分は急な副反応が起こる可能性がありますので、医師と速やかに連絡が取れるようにしてください。
 - イ 接種後に高熱、けいれん等の異常な症状がある時は、速やかに医師の診察（有料）を受け、厚木市健康医療課まで御連絡ください。
 - ウ 新型コロナウイルス感染症予防接種は、義務ではありません。予防接種について理解した上で、本人が希望する場合に限り、接種を受けることができます。
 - エ 分からないことがありましたら、必ず医師に相談し、説明を受けてから接種してください。
- 6 連絡先 厚木市健康こどもみらい部健康医療課 (046)225-2201